

令和6年3月18日  
九州産業保安監督部

## 株式会社明治産業に対して嚴重注意を行いました

九州産業保安監督部は、株式会社明治産業（伊万里事業所、大分事業所及び八女事業所）に対する立入検査を実施した結果、重大な法令違反を確認したため、同社に対して令和6年3月18日に嚴重注意を行いました。

### 1. 概要

令和5年12月26日、株式会社明治産業の伊万里事業所、大分事業所及び八女事業所に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に基づく立入検査を行った結果、次の法令違反を確認しました。

- ① 液石法第7条第1項及び液石法施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第8条に定める販売事業者証が掲示されていない販売所が2カ所（伊万里事業所、大分事業所）、及び販売事業者証が不明瞭な状態で掲示されている販売所が1カ所（八女事業所）確認された
- ② 液石法第19条第1項及び液石法施行規則第22条各号に定める、販売事業者として選任すべき業務主任者の勤務実態が確認できない販売所が2カ所（伊万里事業所、八女事業所）、及び勤務実態がほぼ認められない販売所が1カ所（大分事業所）確認された
- ③ 液石法第31条第1号及び液石法施行規則第31条第1号に定める、保安機関として確保すべき保安業務有資格者の勤務実態が確認できない事業所が2カ所（伊万里事業所、八女事業所）、及び勤務実態がほぼ認められない事業所が1カ所（大分事業所）確認された

### 2. 当部の対応

当部は、同社の保安管理体制に重大な問題があったと判断し、令和6年3月18日、明永喜年代表取締役に対し嚴重注意を行いました。また、保安業務等の確実かつ適切な実施を確保するため、再発防止策の策定及び実施状況の報告を求めました。

（お問い合わせ先）

九州産業保安監督部保安課長 菊田 宗徳

担当者：田中

電話：092-482-5469